

LED街路灯更新事業（複数年度契約）仕様書（案）

1 件名

LED街路灯更新事業（複数年度契約）

2 事業内容

道路灯及び防犯灯（以下「街路灯」という）及び設置に必要な付属品一式の賃貸借及び不具合品の対応を含めたリース契約

3 目的

板橋区では、平成28年度から街路灯のLED化を進めているが、当初のLED化した街路灯が今後更新時期をむかえるためLED街路灯更新事業（複数年度契約）を行う。

4 リース契約

（1）契約期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

（2）賃貸借期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

（3）支払方法

令和9年4月から10年間毎年四半期均等払い
（6月、9月、12月、3月）

5 付帯する業務

（1）街路灯の現況調査、電力契約の照合等（区内全街路灯）

（2）地理情報システムによる台帳構築（区内全街路灯）

（3）街路灯の取替作業

（4）コールセンター設置、運営（区内全街路灯）

（5）賃貸借期間中の不具合対応（区内全街路灯）

（6）賃貸借期間中の補償

6 対象灯数

既設照明器具の種類別台数表は、別表1のとおりとする。

本基数は現時点で区が把握しているもので、最終的な基数は現場調査の結果による。

7 業務概要

(1) 街路灯の賃貸借

ア LED街路灯の詳細は別紙1「特記仕様書（LED道路照明）」、別紙2「特記仕様書（LED生活道路照明）」、別紙3「特記仕様書（LED小型生活道路照明）」、別紙4「街路灯標準図（参考）」によること。

イ 交差点及び特殊街路灯等は板橋区と賃貸人と協議のうえ機器を選定すること。

ウ 下記の区道は「光による魅力創出」により、光源色を電球色とすること。

(ア) 魅力あるまちづくりの関連施策のうち、景観形成重点地区や観光振興に関連する区道

(イ) 地域の玄関口となる駅前

エ 仕様書記載以外の機器を選定する場合は板橋区と賃貸人協議のうえ決定すること。

オ 本事業全体の業務計画書を作成し、板橋区の承諾を得ること。

カ 賃貸借期間の満了に伴い、賃貸借対象の街路灯設備一式及び地理情報システムデータを板橋区に無償譲渡すること。

(2) 付帯する業務

ア 街路灯の現況調査、電力契約の照合等（区内全街路灯）

(ア) 現況調査の対象は、区が管理する街路灯の全数とする。

(公園灯及び緑道は除く)

(イ) 現況調査項目は以下のとおりとする。

①位置情報：所在地、電柱番号（東電、NTT 柱とも）、お客様番号

②設置状況：共架、独立柱、引込柱番号、接続状況（架空、地中配線）

③灯具の仕様：灯具の種類、遮光板等の有無

④照明柱、材質、損傷状況

⑤付属設備（共架アーム、自動点滅器、継柱等）

⑥分電盤

⑦中間柱

(ウ) 現況写真撮影項目は以下のとおりとする。

①遠景

②近景

③街路灯番号

④電柱番号

(エ) LED街路灯について、板橋区が貸与する街路灯資料と現況の確認

及び電力契約の照合を行うこと。また、相違がある場合は調査し、板橋区に報告及び協議のうえ訂正を行うこと。

(オ) 現況調査結果を踏まえ、以下の検討を行うこと。また、検討に基づき、設置方法及び機器変更等をする場合について、板橋区と協議のうえ決定し、500灯の変更を上限として本業務に含む。

①既設の照明柱に隣接して東電柱、N T T柱があった場合、共架式への変更を検討する。なお、移設後の独立柱の撤去は本契約とは別に板橋区が負担とする。

②既設街路灯の配置間隔がL E D道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（国土交通省）及び安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁）により定めた間隔を超えている場合、新設または適切な灯具変更の検討を行うこと。

③交差点及び特殊な設置箇所は照度検討を行い、検討結果を基に適切な灯具等を選定すること。

④デザイン街灯はランプ交換を基本とするが、老朽化等により灯具の再利用が困難な場合、既存デザインを踏まえたデザイン性のある灯具（一般製品）への交換を検討すること。

(カ) 独立柱の現況調査結果を踏まえ、損傷等により灯具の設置が困難であると判断した場合は板橋区と協議すること。なお、既設の独立柱の建替等が必要となった場合の費用は本契約とは別に板橋区が負担とする。

(キ) 現況調査結果及び電力契約との照合結果などを踏まえ、必要となるL E D街路灯や付属設備の種類、数量の集計を行うこと。

(ク) 現況調査結果及び電力契約との照合結果などを踏まえ、板橋区と協議し街路灯管理番号を決めること。また、区内全街路灯の街路灯管理番号の変更に伴った電力契約変更を行うこと。

イ 地理情報システムによる台帳構築（区内全街路灯）

(ア) 区仕様の既存地理情報システムと同程度の仕様システムを採用すること。詳細な仕様については板橋区と賃貸人と協議のうえ決定すること。

①既存システム会社：株式会社パスコ

②仕様：自身が保有するインターネットに接続したサーバーより各施設の位置情報及び属性情報を配信するサービス（ASP）を提供する。板橋区は、インターネットブラウザによりサービスの提供を受ける。

(イ) 地理情報システムの対象は、区が管理する街路灯（分電盤、中間柱

- 含む)の全数とする。(公園及び緑道は除く)
- (ウ) 現況調査での調査項目に加え、以下の項目を管理システムでの管理項目に追加すること。
- ①設置年月日(照明器具、照明柱、自動点滅器等)
 - ②不具合対応履歴
 - ③備考欄
- (エ) 街路灯は、街路灯の仕様及び付属品、取替作業後写真データ等と関連付けした設置位置の地理情報システムデータを作成すること。
- (オ) システムの操作マニュアルを作成すること。
- (カ) 賃貸借期間中、賃貸人が不具合対応を行った際は、すみやかに街路灯データの更新作業を行うこと。また、住宅地図は期間中に毎年1回更新すること。
- (キ) 賃貸借期間中、板橋区から要望があった場合は賃貸人が街路灯データの更新作業を行うこと。(最大年1回)
- (ク) 地理情報システムは、板橋区及び賃貸人が閲覧及び編集する権限を有し、両者が維持管理に必要なアクセス数を確保すること。
- (ケ) 上記以外の仕様、成果品については協議のうえ、板橋区の承認をうけること。
- ウ 街路灯の取替作業
- (ア) 施工計画書を提出し、板橋区と協議すること。
- (イ) 取替作業の特記事項
- ①共架式は、灯具及び共架アームを撤去し、新規に共架アームとLED街路灯を取り付けること。道路幅員や樹木等の現場状況に応じて板橋区と協議のうえ、共架アーム設置の有無を検討すること。
 - ②共架式は、東京電力との責任分界点以降の配線を取替えることとする。
 - ③独立式は、既存ブレーカーと2次側配線も取替えることとする。
 - ④区が管理する街路灯の全数については、管理番号等を記載した街路灯プレートを更新すること。管理番号及び、街路灯プレートの仕様は板橋区と賃貸人協議のうえ決定する。
 - ⑤灯具の設置に必要な付属品一式についても賃貸人の負担とすること。
 - ⑥既設街路灯に自動点滅器が設置されている場合は賃貸人の負担で自動点滅器を交換すること。
 - ⑦既設街路灯に遮光処理が行われている箇所については、同様に遮光板等を設置して遮光処理を行い、地理情報システムに入力するこ

と。

- ⑧取替作業期間中に、取替前の既設街路灯に不点灯等が発生した場合は、優先し交換すること。

(ウ) 取替作業の安全対策

- ①作業を行う前に作業箇所周辺に案内を周知すること。
- ②通学路については、通学時間帯以外の時間で作業すること。
- ③作業中は案内板を提示し周辺住民や通行人へ周知すること。
- ④作業中・住民・通行人に危険を及ぼすことのないよう、十分な安全対策を講じること。
- ⑤事故が発生した場合は、すみやかに板橋区に報告を行うとともに、賃貸人の責任及び費用負担で対処すること。また、隣接地及び道路等が損傷した場合、第三者へ損害を与えた場合も、賃貸人の責任及び費用負担で対処すること。
- ⑥取替作業を行う際は、不点灯期間が生じないように計画し作業を行うこと。

(エ) 取替作業後の対応

- ①写真を撮影し地理情報システムに登録すること。
- ②照度確認を行うこと。照度確認を行う箇所は、灯具の種類ごとに板橋区が指定するものとする。
- ③撤去灯具等は、関係法令等に基づき適切な処分を行い、マニフェストを提出すること。

- (オ) 取替作業の進捗状況については、月報にて予定と実績の報告を行うこと。

- (カ) 賃貸借期間の開始日までに作業を完了し、板橋区の検査を受けること。検査手法、検査箇所等については板橋区と協議すること。
なお、写真の撮影箇所や撮影内容については、事前に区と協議すること。

- (キ) 電力会社への変更申請手続きは取替作業が完了した街路灯から順次行うこと。また、電力契約と既設街路灯との相違があった場合は、電力会社等と協議のうえ、必要に応じ新設及び減設の申込み等を行うこと。減設で費用負担が発生した場合は、賃貸人の費用負担とすること。

エ コールセンター設置・運営（区内全街路灯）

- (ア) コールセンター設置・運営を行うこと。

- (イ) 住民等や区から不具合対応等の電話を受けた際は、不具合街路灯を特定し維持管理事業者に指示を行うこと。

(ウ) 指示内容及び対応結果は台帳等で管理を行い、定期的に区に書面又はデータで報告すること。

(エ) 区管理街路灯の不具合及び陳情等は遅滞なく当日中に報告すること。

(オ) 街路灯の倒壊や灯具落下等の緊急時は、区の閉庁時間（夜間・休日等）であっても指定された連絡先に、遅滞なくすみやかに報告を行うこと。

(カ) ８その他（５）個人情報の取扱いを遵守すること。

オ 賃貸借期間中の不具合対応（区内全街路灯）

(ア) 維持管理計画を提出し、板橋区と協議を行うこと。賃貸借期間中に変更がある場合は、板橋区と協議のうえ変更を行うこと。

(イ) 灯具の設置後から賃貸借期間満了までの間、不点灯などの不具合発生時には適切に対応すること。

(ウ) 不具合対応の内容

①区民等からの不具合に関する通報は賃貸人が受け付けを行う。賃貸人は、不具合連絡を受けた場合、すみやかに対応を完了させること。

②賃貸借対象の街路灯の場合、区と事前に定めた期間内にすみやかに交換を行うこととし、期間内に対応できない場合は、修理中であることが分かるよう、すぐに剥がれない方法で貼紙を行うこと。なお、不具合原因が保険対象にならない場合等は、対応について区と協議を行うこと。

③区管理街路灯の場合、区と事前に定めた期間内に不具合原因を調査し、修理中であることが分かるよう、すぐに剥がれない方法で貼紙を行ったうえで、すみやかに区に調査結果を報告すること。

④早期対応を実現するため、板橋区内に予備灯具を常時確保すること。確保数量は、灯具の種類ごとに賃貸借期間中の年度ごとに不具合実績に応じておいて適切な灯数の確保をすること。

⑤不具合対応の履歴を不具合発生発覚してからすみやかに地理情報システムに登録すること。

(エ) 賃貸人は区民からの不具合対応の結果について当該月の報告書を作成し、翌月の１０日までに板橋区に提出するものとする。また、年度ごとの集計表も作成し、年度当初の１０日までに板橋区に提出するものとする。

カ 賃貸借期間中の補償等

(ア) 賃貸借対象の街路灯は、不点灯及び照度低下（基準値以下含む）、風

水害、落雷、当て逃げ等による新価特約付動産総合保険で補償される不具合や損傷について、賃貸人の責任及び費用負担において、交換を行うこと。

(イ) 新価特約付動産総合保険で補償されない不具合や損傷は、別途、板橋区と賃貸人協議のうえ決定すること。

(ウ) 賃貸人は、取替作業、不具合作業又は作業の影響により、板橋区または第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(エ) 取替作業期間中および賃貸借期間中に発生する天災（地震・噴火またはこれらによる津波、ねずみ食い・虫食い、戦争、テロ、内乱及びこれらに類する暴動、経年劣化※1、外観上の損傷等※2による損害は除く）その他不可抗力により灯具に生じる損害を担保する損害保険（新価特約付動産総合保険及び請負業者賠償責任保険）に賃貸人自らまたは取替・不具合作業を行う事業者が加入すること。

※1 保険対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由による損害。

※2 すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみなど、対象が有する機能の喪失・低下を伴わない損害。

(オ) 設置した街路灯に起因する光害により周辺家屋への悪影響を及ぼした場合、設置後1年間は賃貸人の費用負担で遮光板設置または角度調整等の対応を行うこと。設置後1年間経過後の対応は板橋区と賃貸人協議のうえ決定する。

8 その他

(1) 資料の貸与

本業務実施に当たり、板橋区は必要のある資料を準備し、賃貸人に対して貸与する。貸与する資料は、賃貸人の責任により管理し、破損、紛失盗難等のないよう十分留意し、検査完了後すみやかに板橋区へ返却することとする。

(2) 守秘義務

賃貸人は、本業務上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。また賃貸人は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）（令和5年4月1日施行）を遵守すると共に、個人情報のもとより、板橋区より貸与されたいかなる資料及び情報も適正に管理しなければならない。

(3) 土地の立ち入り

他人の占有する土地に立ち入る必要がある場合は、予め当該土地の所有者または占有者の承諾を得るとともに、紛争が起こらないように十分注意すること。また、紛争等が起こった場合すみやかに板橋区に報告をすること。

(4) 電子情報の取扱い

電子情報の取扱いに関して、賃貸人は東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成19年9月1日付総行革行第157号）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

(5) 個人情報の取扱い

本事業は個人情報を原則取り扱わないものとする。コールセンターに個人情報を含む通報があった場合は、区へ直接通報するように案内をすること。万が一取り扱いを行う場合には別添1を遵守すること。

(6) 環境配慮した自動車の利用

本業務実施に当たり自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車車検証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、すみやかに提示し、提出すること。

9 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、板橋区と賃貸人協議のうえ定めるものとする。

10 担当

工事設計課施設設計係 電話番号 03-3579-2544

既設照明器具の種類別台数表

照明器具		台数	参考型番	備考
防犯灯	10VA	664	NNY20368LE7 KLE-2139S-10L	
	20VA	6996	NNY20388LE1 KLE-139S-16L E70051SAN1	
道路照明	60VA	1987	NYR10151LF9 RD53C-L1-N-GR	
	80VA	40	NYR10161LF9 RD72C-L4-N-GR	
	100VA	22	RD72C-L6-N-GR	
街路灯	60VA	113	XY7673LE9 E50069/LSAN9 E50071/LSAN9	
LEDランプ	40VA	4087	LDT100/200V30N-G/27 LDTS24N-G	
	80VA	62	LDTS60N-G-E39 LDFS62N-G-E39D	
	100VA	25	LDTS86N-G-E39 LDFS79N-G-E39D	
ベースライト	FL40W ×2相当	37	LSS1MP/RP-4-22相当	
合計		14033		

個人情報を取り扱う業務（案）

1 体制の整備等

個人情報の取り扱いをする場合は下記の体制を整備すること。

- (1)個人情報保護に関する責任体制を明確にするとともに、適切な連絡調整を行うこと。
- (2)統括責任者(以下「情報セキュリティ統括責任者」)を定めること。
- (3)情報セキュリティ統括責任者は、個人情報保護に関する必要な措置が適正に行われているかを、定期的に確認しなければならない。
- (4)情報セキュリティ統括責任者を変更する場合の手続き及び連絡方法について定めること。
- (5)個人情報保護措置を遂行するために必要な人員配置、交替等の人員・要員管理を適切に行うこと。
- (6)個人情報のセキュリティ上、異常な状態を早期に発見することができるよう必要な措置を講ずること。
- (7)個人情報保護の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生に係る帰責にかかわらず、ただちにその旨を報告すること。また、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告及び以後の対処方針を提出すること。
- (8)当該事件又は事故が個人情報の漏洩・滅失・き損に係るものである場合には、漏洩・滅失・き損に係る個人情報の内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面によりすみやかに報告すること。
- (9)安全性及び信頼性に関する事件又は事故等が発生した場合で、委託者である東京都板橋区(以下「区」という。)が外部に説明する必要がある場合は、当該事件又は事故内容等の公表を行うことについて貸貸人は了承すること。

2 データ管理

データ管理をする場合は下記の方法で行うこと。

- (1)システム(アプリ)を使用する場合
 - ①貸貸人が使用するシステムへ格納するデータは、暗号化等を行い、情報漏洩・紛失の事故防止策を講じる。また、システムの利用状況を記録し、分析可能なアクセスログの収集を行い、不正アクセスまたはデータ改ざんされていないかを監視する。なお、クラウドサービスを利用する場合、ISMAPクラウドサービスに登録されていること。また、ISMAPクラウドサービス登録が有効であること。
- (2)貸貸人が個人情報を取り扱う場合は、事前に区へ届出た場所で行う。その際、

賃貸人が使用する端末は限定する。

(3) 個人情報を含むデータの送受信を行う場合

インターネット回線を用いたデータ送受信を行う際は、SSL通信によりデータの暗号化等を実施するとともに、通信経路にはファイアウォールを設置することで、不正アクセスを防止する。

(4) データの受け渡しについて

データの受け渡しは、暗号化及びパスワード設定を施し、区の指定するファイルストレージシステムを使用すること。

(5) データの消去について

① 個人情報を含む内容については、速やかに区へ伝達した後、直ちにデータを消去し、情報統括責任者はデータ消去状況について区へ報告すること。ただし、保管が必要な場合は以下の項目を遵守すること。

② 保管した場合は、情報セキュリティ統括責任者の指示のもとデータの消去を行うこと。情報統括責任者はデータ消去後にデータ消去状況について遅滞なく区へ報告すること。また、データ消去ソフトウェア等による全データの消去を実施した際は、消去したことを証明する書面を発行し区へ提出すること。

(6) 賃貸借契約終了時には、データ消去や消去確認の方法を区に説明したうえで、データ消去ソフトウェア等による全データの消去を実施し、データ消去実施証明書を提出する。費用負担に関しては賃貸人とする。

3 コールセンターにおける個人情報保護対策

コールセンターで個人情報を取扱う場合は保護対策を実施すること。

(1) コールセンター内には従事する者以外が自由に出入りできない環境を整備すること。

(2) 個人情報を取扱った者は、取扱者名簿に日時等を記録すること。

(3) 従事する者は作業スペースへの私物の持ち込みを制限すること。必要な場合は透明なビニールバッグ等を使用し、私物の可視化を図ること。

(4) 事故発生時など必要がある場合(やむを得ない場合)は、ロッカー検査や手荷物検査を実施すること。この場合、従事する者に対し、あらかじめ研修等で周知し了解を得ること。

4 コールセンターにおける端末機、書類等個人情報の取扱い

端末機による個人情報の保管をする場合は下記の方法で取扱うこと。

(1) コールセンター内の端末機については、ワイヤーロック等により固定し、移動できない措置を講ずること。

(2) 端末機の運用に際しては、ID・パスワードにより運用者の資格確認を行うこと。

(3) パスワードの入力等に際しては、パスワードがみだりに知られることのないよう

注意すること等、端末機の管理について必要な措置を講ずること。

- (4)運用者のパスワードごとにアクセスログを記録し、規定を遵守していることを監督する等、その運用の正当性について確認すること。
- (5)個人情報を含む書類は、伝達後すみやかに廃棄するものとし、万が一保管する場合は施錠可能な書庫等へ保管し、保管管理台帳にて適切に管理すること。

5 個人情報保護に関する研修等

賃貸人は、区と協議のうえ、賃貸人が取り扱う業務の範囲、業務遂行過程における具体的な個人情報の取扱い方法について明記したマニュアルを作成し、就業前に個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報の漏洩・紛失・改ざん・破損その他の事故を防止するための意識啓発を行うこと。また、研修の成果を確認すること。

6 再委託

再委託する場合は下記を遵守し行うこと。

(1)再委託の制限

- ①賃貸人は、当該受託業務のうち、個人情報取り扱い業務を第三者である別の事業者にも再委託させる場合は、あらかじめ区の承認を受けた場合に限る。
- ②再委託する場合は、再委託して処理する内容、再委託する理由、再委託先事業者の名称、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を具体的に明らかにさせ、区へ提示すること。

(2)再委託に当たっては以下の措置事項を遵守すること。

- ①再委託先社員に対し、賃貸人社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。
- ②個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。
- ③再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、賃貸人は再委託先と連帯して必要な措置及び損害賠償をすること。
- ④再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。

7 その他

(1)秘密の保持

- ①契約終了後を含め、区が秘密と指定した事項及び当該委託契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ②個人情報に触れる従事者全員から、個人情報保護に関する法令、規定を遵守する等、秘密保持に関する宣誓書を就業前に提出させ、区へ報告すること。

(2) 上記以外の個人情報取り扱い対策

上記以外の方法で個人情報を取り扱う場合は、区と協議して同等以上の対策を協議うえ実施すること。

特記仕様書（LED道路照明）

1 適用

LEDを光源とするLED照明器具（以下、「器具」という。）は、以下の法令、基準及び規格に適合するほか、本特記仕様書（以下、「LED道路照明仕様書」という。）を満足するものとする。

- (1) 電気用品安全法
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (3) 東京都電気設備工事標準仕様書(令和5年4月)

ただし、(3)の仕様書がLED道路照明仕様書と重複する場合には、LED道路照明仕様書の規定を優先する。

2 器具の用途

本仕様書の器具は、区が管理する道路に対して適用する道路照明に用いる。また、器具の設置高さは、原則6m以上とする。なお、器具種別の呼称は、下表によりこれを定める。

器具種別	皮相電力（電力会社申請入力容量）
LED100VA	80VA超100VA以下
LED80VA	60VA超80VA以下
LED60VA	40VA超60VA以下
LED40VA	20VA超40VA以下

3 器具仕様

器具は、「国土交通省LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）平成27年3月（以下、「国交省ガイドライン」という。）」における「4. 照明灯具技術仕様」において定める事項に加えて、次の仕様を満足するものとする。

なお、国交省ガイドラインの照明灯具技術仕様は、「4. 1 LED道路照明器具」、「4. 3 道路照明・歩道照明用LEDモジュール・LEDモジュール用制御装置」、「4. 6 LEDモジュール、LEDモジュール用制御装置の設計寿命の確認」を参照する。

(1) 種類

種別	
	アーム取付形 ※器具がアーム形及びポールヘッド形の可変対応商品である場合は、アーム取付形として出荷できる場合に限り、相当品として扱う。

	カットオフ配光
器具標準角度	0°（アーム先端アダプタ角度10°のときに10°、アダプタ角度15°のときに15°となること。） ※角度可変式の場合は、0°設定が可能であること。

(2) 構造一般

器具の形状	器具上部に固形物（枝葉）や液体（雨水）が滞留する形状（大きな溝・窪み等）がないこと。		
器具の寸法 （アーム取付型）	正面方向	幅300mm以下、 高さ200mm以下	
	側面方向	奥行700mm以下、 高さ200mm以下	
受圧面積 （アーム取付型）	正面方向	0.05m ² 以下	寸法を満足した上で、受圧面積の規定も満たすこと。
	側面方向	0.10m ² 以下	
照明ポールとの接合部	アームアダプタΦ60.5mm×挿入長120mm ※フレキシブル対応の場合は、器具側の対応可能最大径がΦ60.5mmであること。		
器具の質量	7kg以下 ※LED80VAは、上記に替えて9kg以下とする。 ※LED100VAは、上記に替えて11kg以下とする。		
落下防止構造	国交省ガイドラインに対応した貫通ボルトを有し、器具専用の落下防止ワイヤーを器具に同梱していること。 同梱ワイヤーは、ポール側のアーム先端部に設けられた鋼棒部を用いることで、落下防止性能を発揮できる構造（材質、ワイヤー径及びワイヤー長）であること。		
器具の取付け方法	器具上方にある上蓋等により、アダプタ先端部及び固定部（貫通ボルト穴を含む）から、アダプタ内に雨水が侵入しない構造であること。 アームアダプタに適用する貫通ボルトは、同上蓋を開放して器具上方からアクセスできる構造とすること。 なお、アダプタを全体的に固定するための、器具下方にある固定用ボルトについては、必要最小限の数とすること。		
器具耐風圧	60m/sec		

(3) 材料及び部品

部品脱落防止措置	<p>電源接続部などの開口部は、開口部蓋の落下・脱落等の恐れがない構造であること。</p> <p>また、開口部の固定用ボルト等についても、落下・脱落・紛失の恐れを小さくする措置（脱落防止ねじ、抜け止めワッシャー等）がなされていること。</p>
本体塗装色	<p>原則として製造者の標準色から以下の順で使用する。</p> <p>① グレー色（マンセル値 N7 近似色）</p> <p>② ダークグレー色（マンセル値 N2 近似色）</p> <p>※ダークグレー色については、仕様書・図面等の指定がある場合のみ使用する。</p>

(4) LEDモジュール関係

寿命・定格寿命	60,000時間以上（光束維持率80%）
補正機能	<p>初期光束補正</p> <p>※明るさを定格光束値の80%以上に自動調光する機能。</p>
周囲温度	-20℃～35℃で正常動作するもの。

(5) 電気仕様

皮相電力 （申請入力容量）	80VA超	100VA以下 （LED100VA）
	60VA超	80VA以下（LED 80VA）
	40VA超	60VA以下（LED 60VA）
	20VA超	40VA以下（LED 40VA）
入力電圧・周波数	AC100V及びAC200V、50Hz に対応	
耐雷サージ	コモンモード（対地間）及びノーマルモード（線間）ともに国交省ガイドラインの規定を満たすこと。	

(6) 拡張機能

自動点滅機能	器具の外部に別途設置。
遮光ルーバー	遮光ルーバー（前方・後方）が、当該器具に対応する器具製造者による専用設計品（オプション品等）として用意できること。

(7) 平均演色評価数

平均演色評価数 (Ra)	<p>光源色の系統が暖色系の器具：Ra 80以上 上記以外の器具で指定がない場合：Ra 70以上</p> <p>※カタログ品又はカタログ加工対応品とする。 ※カタログ加工品の場合は、加工元となったカタログ品の形式番号及び仕様を区に提出すること。 ※区仕様に適合する上で行った変更箇所について、変更前及び変更後の内容を明示すること。 ※相関色温度及び固有エネルギー消費効率などの値が影響を受ける場合は、資料を区に提出し確認を受けること。</p>
--------------	---

(8) 光源色の種類と系統

光源色の種類 相関色温度 (T _{cp} [K])	<p>昼光色 6000K 範囲A (5800K超6100K以下) 範囲B (5600K超6500K以下)</p>	<p>光源色は、各左欄上部の相関色温度を標準値とする。 また、図面・仕様書等に範囲A又は範囲Bの指定がある場合は、範囲内となる相関色温度を許容する。 なお、図面・仕様書等に指定がされている器具については、指定の記載を優先する。</p>
	<p>昼白色 5000K 範囲A (4800K超5100K以下) 範囲B (4550K超5600K以下)</p>	
	<p>白色 4000K 範囲A (3800K超4100K以下) 範囲B (3800K超4550K以下)</p>	
	<p>温白色 3500K 範囲A (3300K超3600K以下) 範囲B (3250K超3800K以下)</p>	

	電球色 3000K 範囲A (2800K超3100K以下) 範囲B (2500K以上3250K以下)	
	電球色Ⅱ 2700K 範囲A (2500K以上2800K以下)	
光源色の系統	光源色の系統は、複数の光源色の種類をまとめ、白色系及び暖色系に区分する。	
	白色系	昼白色及び白色
	暖色系	温白色、電球色及び電球色Ⅱ

4 器具の省エネ性能

(1) 省エネ評価

固有エネルギー消費効率 [lm/W]	<p>固有エネルギー消費効率（以下「エネルギー効率」。）は、光源色の種別ごとに、下表で定める評価値を満足すること。</p> <p>評価値は、光源色の種別ごとに設定する、評価基本条件（相関色温度及び平均演色評価数）により定める。</p> <p>評価基本条件：5000K、Ra80の場合に105.0lm/W以上</p> <p>評価条件式：$\text{評価値} = 105.0 + \text{色温度調整} + \text{演色性調整}$</p> <p>器具の相関色温度及び平均演色評価数が、上記の評価基本条件と異なる場合は、以下（1）及び（2）の調整を行い、求まる値を評価値とする。</p> <p>（1）色温度（相関色温度2500K以上6500K以下）の調整 100K増加する毎に、0.5lm/Wを加算する。 100K減少する毎に、0.5lm/Wを減算する。</p> <p>（2）演色性（平均演色評価数Ra70以上Ra80以下）の調整 1ポイント増加する毎に、2.0lm/Wを減算す</p>
-----------------------	---

る。
1ポイント減少する毎に、2.0lm/Wを加算する。

<例>評価条件式によって求まる代表的な評価値

光源色の種別	評価基本条件		評価値
	相関色温度	平均演色評価数	エネルギー効率
昼白色	5000 K	Ra70	125.0lm/W
昼白色	5000 K	Ra75	115.0lm/W
昼白色	5000 K	Ra80	105.0lm/W
電球色	3000 K	Ra80	95.0lm/W
電球色Ⅱ	2700 K	Ra80	93.5lm/W

(2) 省エネ性能の加算

道路照明については、器具性能の向上によって高い省エネ効果が得られることから、評価値に対して省エネ効果を考慮した加算を行う。また、性能ランクは「省エネ①」から「省エネ④」の4段階として、上記(1)で規定した評価値を「省エネ①」とする。性能ランクは、1段階ごとに10.0lm/Wの加算を行う。

ランク指定が有る場合は、(1)の評価値に替えて、各ランクに応じた評価値とする。なお、仕様書・図面等にランクが省略している場合は「省エネ①」とする。

性能ランク	調整後の評価値
省エネ④	省エネ③に、10.0lm/Wを加算して求まる値

省エネ③	省エネ②に、10.0lm/Wを加算した求まる値
省エネ②	省エネ①に、10.0lm/Wを加算した求まる値
省エネ①	(1)の評価値を用いる

5 器具種別ごとに要求する定格器具光束

器具種別に対して要求する定格器具光束は、下表の最大皮相電力を消費電力のWとみなし、前述の評価値を乗じて算出する。また、以下の(1)及び(2)に所定条件下の一覧表を例示する。

器具種別	最大皮相電力	消費電力
道路照明 LED100VA	100VA以下	100W
道路照明 LED80VA	80VA以下	80W
道路照明 LED60VA	60VA以下	60W
道路照明 LED40VA	40VA以下	40W

(1) 白色系

器具種別	性能ランク	定格器具光束		
		昼白色 (T_{cp} 5000 K, Ra70)	昼白色 (T_{cp} 5000 K, Ra75)	昼白色 (T_{cp} 5000 K, Ra80)
LED 100 VA	省エネ④	15,500lm以上	14,500lm以上	13,500lm以上
	省エネ③	14,500lm以上	13,500lm以上	12,500lm以上
	省エネ②	13,500lm以上	12,500lm以上	11,500lm以上
	省エネ①	12,500lm以上	11,500lm以上	10,500lm以上
LED 80V A	省エネ④	12,400lm以上	11,600lm以上	10,800lm以上
	省エネ③	11,600lm以上	10,800lm以上	10,000lm以上
	省エネ②	10,800lm以上	10,000lm以上	9,200lm以上
	省エネ①	10,000lm以上	9,200lm以上	8,400lm以上
LED 60V	省エネ④	9,300lm以上	7,500lm以上	8,100lm以上

A	省エネ③	8,700lm以上	8,100lm以上	7,500lm以上
	省エネ②	8,100lm以上	7,500lm以上	6,900lm以上
	省エネ①	7,500lm以上	6,900lm以上	6,300lm以上
LED 40VA	省エネ④	6,200lm以上	5,800lm以上	5,400lm以上
	省エネ③	5,800lm以上	5,400lm以上	5,000lm以上
	省エネ②	5,400lm以上	5,000lm以上	4,600lm以上
	省エネ①	5,000lm以上	4,600lm以上	4,200lm以上

(2) 暖色系

器具種別	性能 ランク	定格器具光束	
		電球色 (T_{cp} 3000K、Ra 80)	電球色Ⅱ (T_{cp} 2700K、Ra 80)
LED 100VA	省エネ④	12,500lm以上	12,350lm以上
	省エネ③	11,500lm以上	11,350lm以上
	省エネ②	10,500lm以上	10,350lm以上
	省エネ①	9,500lm以上	9,350lm以上
LED 80VA	省エネ④	10,000lm以上	9,880lm以上
	省エネ③	9,200lm以上	9,080lm以上
	省エネ②	8,400lm以上	8,280lm以上
	省エネ①	7,600lm以上	7,480lm以上
LED 60VA	省エネ④	7,500lm以上	7,410lm以上
	省エネ③	6,900lm以上	6,810lm以上
	省エネ②	6,300lm以上	6,210lm以上
	省エネ①	5,700lm以上	5,610lm以上
LED 40VA	省エネ④	5,000lm以上	4,940lm以上
	省エネ③	4,600lm以上	4,540lm以上
	省エネ②	4,200lm以上	4,140lm以上
	省エネ①	3,800lm以上	3,740lm以上

6 器具種別ごとに要求する配光

器具の配光は、(1)連続照明、(2)局部照明(連続)、(3)局部照明(交差点)の3種類に区分して指定する。器具は、区分及び器具種別に対応し、下表のガイドラインタイプ配光に1つ以上に該当(“○”)として示す。また、ガイドラインタイプの該当は、製造者が作成した資料に基づいて、区が判断できること。

(1) 連続照明

器具種別	国交省ガイドラインタイプ											
	c	d	e	h	i	j	a	b	f	g	k	l
LED 100 VA	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
LED 80VA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-
LED 60V A	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○
LED 40VA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○

(2) 局部照明 (連続)

器具種別	国交省ガイドラインタイプ									
	m	n	o	p	r	t	q	s	u	q'
LED 100V A	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-
LED 80VA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
LED 60VA	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○
LED 40VA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

(3) 局部照明 (交差点)

器具種別	国交省ガイドラインタイプ									
	m	n	o	p	r	t	q	s	u	q'
LED 100V A	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
LED 80VA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
LED 60VA	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
LED 40VA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

7 提出書類

当該器具については、LED道路照明仕様書が求める構造、性能等を満たしていることを確認できる資料、その他の区が必要とする資料を提出できるものに限る。ただし、これらの資料は、器具の製造者が作成したものとす。

なお、国交省ガイドライン各項目について適合確認に用いることができる主な資料を参考として示す。

参考（項目確認に用いる資料）

国交省 ガイドライン 項目番号等	項目	提出資料
—	LEDモジュール用 制御装置の総皮相電力	制御装置の試験成績書 (入力電圧、入力電流)
4. 1. 4 (1) 1)	器具の形状寸法及び 質量	製品図面又は製品仕様書等
4. 1. 4 (1) 3)	塵埃、固形物及び水気 の侵入に対する保護	試験成績書
4. 1. 4 (2) 1)	本体	製品図面
4. 1. 4 (2) 2)	透光性カバー	
4. 1. 3	配光	配光特性図
4. 1. 5 (1)	上方光束比	
4. 1. 5 (2)	絶縁抵抗	試験成績書
4. 1. 5 (3)	耐電圧	
4. 1. 5 (4)	耐熱衝撃	
4. 1. 5 (5)	耐振動性	
4. 3. 3	LEDモジュールの 性能	
4. 3. 4	LEDモジュールの 寿命	【注】寿命試験はJIS C 8 155による。寿命推定は①、② のいずれかによる。 ①IES LM80及びTM-2 1より求めた推定値 ②温度加速度試験結果からアレニ

		<p>ウスプロットによる使用温度による寿命推定値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース温度 ・ジャンクション温度 ・温度管理 ・実測データ ・LEDの寿命
4.3.5 (5)	諸特性	試験成績書
4.3.5 (6)	耐湿性及び絶縁性	
4.3.5 (7)	雑音特性	
4.3.5 (8)	高調波電流	
4.3.5 (9)	耐雷サージ	
4.3.5 (10)	初期光束補正機能	製品図面又は製品仕様書等
4.3.6	LEDモジュール用制御装置の寿命	<p>【注】①～③のいずれかによる。</p> <p>①温度加速度試験結果からアレニウスプロットによる使用温度による寿命推定値</p> <p>②使用する主要部品の最大温度デレーティング率等から算定される寿命推定値</p> <p>③LEDモジュール用制御装置の製造者が規定する方法で算定した寿命推定値を、実装状態にて周囲温度条件により換算した値</p>

特記仕様書（LED生活道路照明）

1 適用

LEDを光源とするLED照明器具（以下、「器具」という。）は、以下の法令、基準及び規格に適合するほか、本特記仕様書（以下、「LED生活道路照明仕様書」という。）を満足するものとする。

- (1) 電気用品安全法
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (3) 東京都電気設備工事標準仕様書(令和5年4月)

ただし、(3)の仕様書がLED生活道路照明仕様書と重複する場合には、LED生活道路照明仕様書の規定を優先する。

2 器具の用途

LED生活道路照明仕様書の器具は、区が管理する生活道路に対して適用する生活道路照明に用いる。また、器具の設置高さは、原則として4.5m以上5.3m以下とする。なお、器具種別の呼称は、下表によりこれを定める。

器具種別	皮相電力（電力会社申請入力容量）
LED40VA	20VA超40VA以下
LED20VA	10VA超20VA以下
LED10VA	10VA以下

3 器具種別の適用

区道のうち、幅員（全幅）が主に8m以上ある通称・愛称を有する区道を「道路」と呼称し、「道路」に適用する器具は、特記仕様書（LED道路照明）と別に定める。

区道のうち、前述の道路に該当しないものを「生活道路」と呼称する。また、生活道路のうち幅員が7m以上であり、かつ、「道路」と接続している生活道路については、特に「主要生活道路」と呼称する。

器具種別は、幅員（全幅）に対する標準的な想定であり、総合的（間隔、線形、維持管理など）な検討を行い、生活道路に適用する。

主な幅員	適用する道路の呼称	想定する器具種別
7m以上	主要生活道路	LED40VA
7m以下	生活道路	LED20VA
5m以下		LED10VA

4 参照する基準・ガイドライン

参照規格及び仕様

	参照規格	仕様
歩道照明	国交省 ガイドライン 歩道照明	器具は、「国土交通省LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）平成27年3月（以下、「国交省ガイドライン」という。）」における「4. 照明灯具技術仕様」において定める事項に加えて、次項に掲げる器具仕様を満足するものとする。 なお、国交省ガイドラインの照明灯具技術仕様は、「4. 2 LED歩道照明器具」、「4. 3 道路照明・歩道照明用LEDモジュール・LEDモジュール用制御装置」、「4. 6 LEDモジュール、LEDモジュール用制御装置の設計寿命の確認」を参照する。
RBSS	RBSS基準	器具は、「公益社団法人 日本防犯設備協会 RBSS基準（優良防犯機器認定基準）RBSS 0004-3 LED防犯灯認定基準 2018年（平成30年）8月8日改正（以下、「RBSS基準」という。）」における「5. 要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）」において定める事項に加えて、次項に掲げる器具仕様を満足するものとする。なお、白色系と光源色が異なる同型品は、光源色を変更した相当品であることについて、製造者の資料を確認する。

5 器具仕様

(1) 種類

①歩道照明

種別	LED40VA	アーム取付形
器具標準角度	0°（アーム先端アダプタ角度10°のときに10°、アダプタ角度15°のときに15°となること。） ※角度可変式の場合は、0°設定が可能であること。	

②RBSS

種別	LED40VA	バンド直付形
	LED20VA	
	LED10VA	

器具標準角度	10° ~ 30°
--------	-----------

(2) 構造一般

①歩道照明

器具の形状	器具上部に固形物（枝葉）や液体（雨水）が滞留する形状（大きな溝・窪み等）がないこと。		
器具の寸法 （アーム取付型）	正面方向	幅300mm以下、高さ200mm以下	
	側面方向	奥行700mm以下、高さ200mm以下	
受圧面積 （アーム取付型）	正面方向	0.05m ² 以下	寸法を満足した上で、受圧面積の規定も満たすこと。
	側面方向	0.10m ² 以下	
照明ポールとの接合部	アームアダプタΦ60.5mm×挿入長120mm ※フレキシブル対応の場合は、器具側の対応可能最大径がΦ60.5mmであること。 ※バンド又は取付金具を用いて、Φ60.5以上のポール及び電力柱等に設置できる構造であること。		
器具の質量	6kg以下（アーム取付形）		
落下防止構造	国交省ガイドラインに対応した貫通ボルトを有し、器具専用の落下防止ワイヤーを器具に同梱していること。 同梱ワイヤーは、ポール側のアーム先端部に設けられた鋼棒部を用いることで、落下防止性能を発揮できる構造（材質、ワイヤー径及びワイヤー長）であること。		
器具の取付け方法	器具上方にある上蓋等により、アダプタ先端部及び固定部（貫通ボルト穴を含む）から、アダプタ内に雨水が侵入しない構造であること。 アームアダプタに適用する貫通ボルトは、同上蓋を開放して器具上方からアクセスできる構造とすること。 なお、アダプタを全体的に固定するための、器具下方にある固定用ボルトについては、必要最小限の数とすること。		
器具耐風圧	60m/sec		

②RBSS

器具の寸法	正面方向	幅250mm以下、高さ150mm
-------	------	------------------

		以下	
	側面方向	奥行500mm以下、高さ150mm以下	
受圧面積	正面方向	0.05m ² 以下	寸法を満足した上で、受圧面積の規定も満たすこと。
	側面方向	0.05m ² 以下	
照明ポールとの接合部	バンド又は取付金具を用いて、Φ60.5以上のポール及び電力柱等に設置できる構造であること。		
器具の質量	LED40VA	4kg以下（バンド直付形）	
	LED20VA	2kg以下（バンド直付形）	
	LED10VA		
器具耐風圧	60m/sec		

(3) 材料及び部品

本体	アルミ合金ダイカスト
透光性カバー	樹脂（アクリル、ポリカーボネート等）又は強化ガラス ※亀裂、きず、泡、くもり等が生じないものとする。 ※強化ガラスは、JIS R3206の規定による。
本体塗装色	原則として製造者の標準色から以下の順で使用する。 ①グレー色（マンセル値 N7 近似色） ②ホワイト色（マンセル値 N8～N9 近似色） ③ダークグレー色（マンセル値 N2 近似色） ※ダークグレー色については、仕様書・図面等の指定がある場合のみ使用する。

(4) LEDモジュール関係

周囲温度	-20℃～35℃で正常動作するもの。
光束寿命	60,000時間以上

光束維持率	歩道照明	光束維持率80%以上
	RBS S	光束維持率70%以上

(5) 電気仕様

皮相電力 (申請入力容量)	20VA超40VA以下 (LED40VA)	
	10VA超20VA以下 (LED20VA)	
	10VA以下 (LED10VA)	
入力電圧・周波数	LED 40VA	AC100V及びAC200V、 50Hz
	LED 20VA	AC100V及びAC200V、 50Hz
	LED 10VA	AC100V、 50Hz

(6) 拡張機能

自動点滅機能	主要生活道路 照明	別置形
	生活道路照明	器具内蔵形
遮光ルーバー	遮光ルーバー（前方・後方）が、当該器具に対応する器具製造者による専用設計品（オプション品等）として用意できること。	

(7) 平均演色評価数

平均演色評価数 (Ra)	歩道照明	: Ra70以上
	RBS S	: Ra80以上
<p>※カタログ品又はカタログ加工対応品とする。 ※カタログ加工品の場合は、加工元となったカタログ品の形式番号及び仕様を区に提出すること。 ※区仕様に適合する上で行った変更箇所について、変更前及び変更後の内容を明示すること。 ※相関色温度及び固有エネルギー消費効率などの値が影響を受ける場合は、資料を区に提出し確認を受けること。</p>		

(8) 光源色の種類

光源色の種類 相関色温度 (T_{cp} [K])	昼光色 6000K 範囲A (5800K超6100K以下)	光源色は、各左欄上部の相関色温度を標準値
------------------------------------	----------------------------------	----------------------

	範囲B (5600K超6500K以下)	<p>とする。</p> <p>また、図面・仕様書等に範囲A又は範囲Bの指定がある場合は、範囲内となる相関色温度を許容する。</p> <p>なお、図面・仕様書等に指定がされている器具については、指定の記載を優先する。</p>
	昼白色 5000K 範囲A (4800K超5100K以下) 範囲B (4550K超5600K以下)	
	白色 4000K 範囲A (3800K超4100K以下) 範囲B (3800K超4550K以下)	
	温白色 3500K 範囲A (3300K超3600K以下) 範囲B (3250K超3800K以下)	
	電球色 3000K 範囲A (2800K超3100K以下) 範囲B (2500K以上3250K以下)	
	電球色Ⅱ 2700K 範囲A (2500K以上2800K以下)	

6 器具の省エネ性能

省エネ評価

<p>固有エネルギー消費効率 [lm/W]</p>	<p>固有エネルギー消費効率(以下「エネルギー効率」)は、光源色の種別ごとに、下表で定める評価値を満足すること。</p> <p>評価値は、光源色の種別ごとに設定する、評価基本条件(相関色温度及び平均演色評価数)により定める。</p> <p>評価基本条件：5000K、Ra80の場合に105.0lm/W以上</p> <p>評価条件式：$\text{評価値} = 105.0 + \text{色温度調整} + \text{演色性調整}$</p>
-------------------------------	---

器具の相関色温度及び平均演色評価数が、上記の評価基本条件と異なる場合は、以下（１）及び（２）の調整を行い、求まる値を評価値とする。

（１）色温度（相関色温度 2500 K 以上 6500 K 以下）の調整

100 K 増加する毎に、0.5 lm/W を加算する。

100 K 減少する毎に、0.5 lm/W を減算する。

（２）演色性（平均演色評価数 Ra 70 以上 Ra 80 以下）の調整

1 ポイント増加する毎に、2.0 lm/W を減算する。

1 ポイント減少する毎に、2.0 lm/W を加算する。

<例> 評価条件式によって求まる代表的な評価値

光源色の種別	評価基本条件		評価値
	相関色温度	平均演色評価数	エネルギー効率
昼白色	5000 K	Ra 70	125.0 lm/W
昼白色	5000 K	Ra 75	115.0 lm/W
昼白色	5000 K	Ra 80	105.0 lm/W
電球色	3000 K	Ra 80	95.0 lm/W
電球色Ⅱ	2700 K	Ra 80	93.5 lm/W

7 器具種別ごとに要求する定格器具光束

器具種別に対して要求する定格器具光束は、下表の最大皮相電力を消費電力の W とみなし、前述の評価値を乗じて算出する。また、以下の（１）、（２）及び（３）に所定条件下の一覧表を例示する。

器具種別	最大皮相電力	消費電力
主要生活道路照明 LED 40 VA	40 VA 以下	40 W
	35 VA 以下	35 W
	30 VA 以下	30 W
	25 VA 以下	25 W
生活道路照明 LED 20 VA	20 VA 以下	20 W
	15 VA 以下	15 W
生活道路照明 LED 10 VA	10 VA 以下	10 W
	5 VA 以下	5 W

（１）LED 40 VA

最大皮相電力	定格器具光束
--------	--------

	昼白色 (T_{cp} 5000K、Ra 70)	昼白色 (T_{cp} 5000K、Ra 80)
40VA以下	5,000lm以上	4,200lm以上
35VA以下	4,375lm以上	3,675lm以上
30VA以下	3,750lm以上	3,150lm以上
25VA以下	3,125lm以上	2,625lm以上

(2) LED20VA

最大皮相電力	定格器具光束	
	電球色 (T_{cp} 3000K、Ra 80)	昼白色 (T_{cp} 5000K、Ra 80)
20VA以下	1,900lm以上	2,100lm以上
15VA以下	1,425lm以上	1,575lm以上

(3) LED10VA

最大皮相電力	定格器具光束	
	電球色 (T_{cp} 3000K、Ra 80)	昼白色 (T_{cp} 5000K、Ra 80)
10VA以下	950lm以上	1,050lm以上
5VA以下	475lm以上	525lm以上

8 生活道路（幅員5m）の設置間隔

SES E1901-4「防犯灯の照度基準」におけるクラスBを下記の設置間隔で満たすものとする。設置間隔が従来程度のものを「相当」、従来品より若干の性能向上が認められるものを「良好」として規定する。

従来光源		クラスB 設置間隔
HF200W、CM 110W	相当	40m以上
HF100W、FH P45W	良好	40m以上
	相当	35m以上
HF80W、FHP 32W	良好	30m以上
	相当	25m以上
FL20W	良好	20m以上
	相当	15m以上

9 提出書類

当該器具については、LED生活道路照明仕様書が求める構造、性能等を満たしていることを確認できる資料、その他の区が必要とする資料を提出できるものに限る。ただし、これらの資料は、器具の製造者が作成したものとする。

特記仕様書（LED小型生活道路照明）

1 目的

生活道路で摘要する器具については、特記仕様書（LED生活道路照明）でLED20VA以下に定めている。

本特記仕様書（以下、「LED小型生活道路照明仕様書」という。）は、前述のLED20VA以下の器具のうち、特記仕様書（LED生活道路照明）に該当しない器具を「小型生活道路照明」として、要求する性能から4つの区分に分類し、もって生活道路に必要なかつ十分な照度確保を行うための、LED照明器具を規定する。

2 適用

LEDを光源とするLED照明器具（以下、「器具」という。）は、以下の法令、基準及び規格に適合するほか、LED小型生活道路照明仕様書を満足するものとする。

- (1) 電気用品安全法
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (3) 東京都電気設備工事標準仕様書(令和5年4月)
- (4) 特記仕様書（LED生活道路照明）

ただし、(3)の仕様書が(4)の特記仕様書と重複する場合には、(4)の特記仕様書の規定を優先する。また、(4)の特記仕様書がLED小型生活道路照明仕様書と重複する場合には、LED小型生活道路照明仕様書の規定を優先する。

3 器具の用途

LED小型生活道路照明仕様書は、特記仕様書（LED生活道路照明）に定めるLED10VAに該当しない器具について、適用する。また、この場合の器具光束は製造者仕様書上の器具光束とする。

器具種別	皮相電力（電力会社申請入力容量）
小形LED10VA	10VA以下
小形LED5VA	5VA以下

4 器具種別の適用

特記仕様書（LED生活道路照明）の記載を適用する。

5 参照する基準・ガイドライン

特記仕様書（LED生活道路照明）の記載を適用する。

6 器具仕様

以下の項目を除き、特記仕様書（LED生活道路照明）の記載を適用する。

- (1) 種類
 - ②RBSS
- (2) 構造一般
 - ②RBSS
- (3) 材料及び部品
 - 本体：アルミ合金ダイガストまたはASA樹脂
- (7) 平均演色評価数
 - 次項の器具に対する要求性能による。

7 器具に対する要求性能

- (1) 固有エネルギー消費効率

105.0lm/W以上

- (2) 平均演色評価数、器具光束、クラスB性能

下表のとおり

	器具種別	平均演色評価数	器具光束 (昼白色)	RBSSクラスB
【参考】 生活道路照明	LED10VA	Ra80以上	1000lm以上	30m以上
小形生活道路照明	小型LED10VA	Ra80以上	小形④ 1,000lm未満 900lm以上	25m以上
			小形③ 900lm未満 700lm以上	20m以上
	小型LED5VA	Ra70以上	小形② 700lm未満 500lm以上	15m以上
			小形① 500lm未満 300lm以上	10m以上

8 生活道路 (幅員5m) の設置間隔

SES E1901-4「防犯灯の照度基準」におけるクラスBを下記の設置間隔で満たすものとする。設置間隔が従来程度のものを「相当」、従来品より若干の性能向上が認められるものを「良好」として規定する。

従来光源	クラスB 設置間隔
------	-----------

FL20	良好	20m以上
W	相当	15m以上

- 9 提出書類
特記仕様書（LED生活道路照明）の記載を適用する。

